

相談してみませんか？

しらおか生活相談センター

市では、生活のさまざまなことでお困りのかたを対象に、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立に向けた支援を行っています。

生活困窮者自立支援制度

【自立相談支援事業】

社会が多様化、複雑化している現在、失業などによる経済的な困窮、単身世帯の増加などによる社会的孤立、傷病による医療費負担の増加など、誰もが生活困窮状態になってしまう可能性があります。

そのようなとき、社会福祉などの専門的な知識を有した支援員が相談に応じ、支援計画を策定することで、相談者にあった自立に向けた支援を行います。

【住居確保給付金】

離職によりアパートなどの住居を喪失またはそのおそれのあるかたを対象に家賃相当分を有期で支給します（求職活動の実施など条件があります。）。



どなたでも相談できます

就職活動に関することや家計のやりくりがうまくできない、家族がひきこもりで将来に不安があるなど、経済的な問題や家庭の問題など幅広く相談に応じます。

例えば…

- ・ 離職期間が長引いてしまい就職活動に不安がある。
- ・ 年金収入があるが、うまく家計の管理ができない。
- ・ 家賃が支払えず立退きを要求されている。

まずは相談を

相談窓口 「しらおか生活相談センター」

※市社会福祉協議会内

☎ 0480 (92) 1746

相談を希望するかたは、電話をするか、窓口にお越しください。

窓口に来られない場合は、支援員が自宅などに訪問することもできます。

人権それは愛

ハンセン病家族補償法が成立しました

～偏見や差別のない社会を目指して～

ハンセン病元患者の家族に対し、1人当たり最大180万円の補償金を支給するハンセン病家族補償法が、令和元年11月に成立しました。法律では、国の責任を明確にするために、前文に、「国会及び政府は、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。」などと記しています。また、ハンセン病をめぐる差別の解消に向けた啓発を行うため、名誉回復の対象に「家族」を加える改正ハンセン病問題基本法も成立しました。

ハンセン病は、感染力が弱く遺伝することはありません。また、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。ハンセン病患者は、治療中

も治療終了後も社会で共に働き、学び、いっしょに過ごすことができます。

しかし、かつて患者を強制的に療養所へ隔離する政策がとられていたことなどから、人々の間に怖い病気として定着してしまい、患者はもとよりその家族も結婚や就職を拒まれるなど、強い偏見や差別を受けてしまいました。今なお、社会における偏見や差別は解消されておらず、そのために療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所できないという入所者もいます。

ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識を持ち、偏見や差別をなくし、患者や元患者のかたがたを温かく迎え入れる社会を実現しましょう。